

他区の協議会における議決要件等について

会長、副会長の選任方法

会長及び副会長は委員の互選による。

協議会の成立要件

協議会は委員の3分の2の出席をもって成立する。

協議会の議決要件

協議会の議決は出席した委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は会長がこれを決する。

委員以外の者の意見聴取

必要があると認めるときは協議会に委員以外の者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

	南港南中学校区	日東小学校・ 日本橋小学校・ 恵美小学校	長吉東小学校・ 長吉六反小学校	淡路小学校・ 西淡路小学校	鶴町小学校・ 鶴浜小学校
会長、副会長の選任方法	互選	互選	副会長は会長の 指名による	互選	互選
協議会の成立要件	2分の1	2分の1	2分の1	3分の2	2分の1
協議会の議決要件	過半数	過半数	過半数	過半数	過半数
	会長	会長	会長	会長	会長
委員以外の者の意見聴取	可	可	可	可	可
議決権等の委任	なし	なし	なし	なし	なし